

旭川医科大学病院救命救急センター・集中治療部委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長
学長職務代理 理事 松野丈夫

旭川医科大学病院救命救急センター・集中治療部委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院救命救急センター・集中治療部委員会規程（平成18年旭医大達第42号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 救命救急センター長</p> <p>(2) 集中治療部長</p> <p>(3) 麻酔科蘇生科長</p> <p>(4) 小児科長</p> <p>(5) 内科系診療科長のうちから 1人</p> <p>(6) 外科系診療科長のうちから 2人</p> <p>(7) 総合診療部長</p> <p>(8) 手術部長</p> <p>(9) 副薬剤部長のうちから 1人</p> <p>(10) 放射線部副部長のうちから 1人</p>	<p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 救命救急センター長</p> <p>(2) 集中治療部長</p> <p>(3) 麻酔科蘇生科長</p> <p>(4) 小児科長</p> <p>(5) 内科系診療科長のうちから 1人</p> <p>(6) 外科系診療科長のうちから 2人</p> <p>(7) 総合診療部長</p> <p>(8) 手術部長</p> <p>(9) 副薬剤部長のうちから 1人</p> <p>(10) 放射線部副部長のうちから 1人</p>

- (11) 臨床検査・輸血部副部長のうちから 1人
- (12) 救命救急センター副センター長
- (13) 集中治療部副部長
- (14) 経営企画部副部長（経営戦略担当）
- (15) 副看護部長（業務担当）
- (16) 救命救急センター看護師長
- (17) 集中治療部看護師長
- (18) 事務局次長（病院担当）
- (19) その他病院長が必要と認めた者

2 前項第5号，第6号，第9号，第10号，第11号及び第19号の委員は，病院長が委嘱する。

（略）

附 則

この規程は，令和3年8月23日から施行し，改正後の第3条第1項第18号の規定は，令和3年4月1日から適用する。

【改正理由】

令和3年4月1日付け事務局組織の改組に伴い，所要の改正を行うものである。

- (11) 臨床検査・輸血部副部長のうちから 1人
- (12) 救命救急センター副センター長
- (13) 集中治療部副部長
- (14) 経営企画部副部長（経営戦略担当）
- (15) 副看護部長（業務担当）
- (16) 救命救急センター看護師長
- (17) 集中治療部看護師長
- (18) 病院事務部長
- (19) その他病院長が必要と認めた者

2 前項第5号，第6号，第9号，第10号，第11号及び第19号の委員は，病院長が委嘱する。

（略）